

「地域の学習教室」事業実施要項

第1 目的

家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所（以下「地域の学習教室」という。）を確保・提供し、安心して学習できる環境を整えることによって、本人の自立に繋げ、ひいては貧困の連鎖を教育・学習で断つことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、熊本県とし、業務の一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施する。

第3 支援対象者

ひとり親家庭の子どものうち、家庭の事情、不安や悩み（DVやネグレクト等）、それらに起因した不登校、引きこもり等の問題を抱え、基礎学力が乏しい、学習習慣が身に付いていない等、学習に支障を来している子ども（主に小学校高学年（5、6年）から中学生）を対象とする。

なお、ひとり親家庭の子ども以外でも、同様の状況下にある子どもについては、上記に準ずる者として対象にすることが可能とする。

上記の「準ずる者」の受け入れは国庫補助の対象とはならないため、これまで運営費助成の対象としていなかったが、平成29年度に本県が実施した「子どもの生活実態調査」結果を踏まえ、平成31年度から新たに、県一般財源において運営費助成の対象とする。

第4 事業内容

1 コーディネーターの配置

事業受託者は、本事業の実施に当たり、地域の学習教室や学習支援員の募集、支援対象者の募集、学習支援員等に関する損害保険の加入、施設の利用や学習支援員の配置調整等の管理を行うコーディネーターを配置する。

2 実施場所の確保

地域の学習教室は、地域ぐるみで子どもたちを支えていくことを目指し、実施場所としては各地域に所在する社会資源（社会福祉施設、公民館、廃校その他遊休施設等）を積極的に活用する。

特に地域貢献・社会貢献を旨とし、今後より地域に開かれた施設運営に取り組んでいくこととしている社会福祉法人に対しては、本来の用途に支障を来さない範囲内で保有施設の利用提供を積極的に呼び掛けることとする（ただし、このことは、施設の利用提供者を社会福祉法人に限定する趣旨ではない。）。

3 学習支援員の確保

地域の学習教室には、複雑な課題を抱える子どもに対し学習を通じて向き合える豊富な経験と知識を有した学習支援員（大学生等で学習助言や相談等に応じる、いわゆる「チューター」を含む。）を配置する。

学習支援員の確保に当たっては、地域の学習教室の内容及び当該教室の周辺地域における利用ニーズ等を勘案の上、必要人数を決定し、地域の退職校長会等、地域教育の向上等を活動目的として掲げている団体、あるいは高等教育機関等を通じて募集を行うこととする。

4 支援対象者の募集

事業受託者は、郡市母子寡婦福祉連合会や県・市町村のひとり親家庭福祉担当課、県教育事務所等を通じて支援対象者の募集を行うこととする。

なお、支援対象者の募集に当たっては、関係機関に対し、本事業の目的についての理解を十分促すとともに、対象者やその家族が抵抗なく参加でき、かつ、周囲からの誤解や偏見が生じないよう十分配慮する。

5 学習支援員及び支援対象者等に関する損害保険の加入

学習支援員及び支援対象者等が、本事業への参加に伴って被る可能性がある損害（地域の学習教室への行き来の際の事故、施設・設備利用中の事故等）、あるいは人や物に誤って生じさせる可能性がある損害（施設・設備利用中、他の利用者に生じさせてしまったケガや施設・設備の物損等）に備えるため、事業受託者は、地域の学習教室開所前に適当な損害保険に加入する。

6 地域の学習教室の運営

支援対象者が抱える課題を踏まえつつ、地域の学習教室が支援対象者の求める学びの場・安らぎの居場所となるよう、学習支援員は、学習指導（教科書、宿題中心）はもとより、必要に応じ相談等にも応じることとする。

学習支援員の参加を伴う地域の学習教室の開所日は、少なくとも週1回以上とするが、実施する曜日・時間帯については、施設提供者及び学習支援員の意向もさることながら、支援対象者のニーズに可能な限り配慮することとする。

なお、施設の利用提供者の事前の同意が取りつけられれば、学習支援員の参加を伴わずとも、当該「実施場所」を支援対象者に利用させることができるものとする。

また、学習支援員の確保が困難である等の理由により、支援対象者の身近な地域に地域の学習教室が設置できない場合は、必要に応じて支援対象者及び学習支援員に対し、タブレットやwi-fi機器等の必要な機材を貸し出し、オンラインで学習支援を行うことができるものとする。

第5 実施上の留意事項

1 運営記録

学習支援員は、支援対象者の参加状況や気づきを簡潔に記録すること。

2 秘密の保持

学習支援員、その他本事業の関係者は、事業の実施に当たって知り得た支援対象者やその家族等に関する情報を、正当な理由なく漏らしてはならない。

附 則

この要項は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成31年2月28日から施行する。

2 この要項による改正後の「地域の学習教室」事業実施要項は、平成31年4月1日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要項による改正後の「地域の学習教室」事業実施要項は、令和3年4月1日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。